

自費での接続ます等設置工事のご案内

○接続ますの設置申請について

- ・「接続ます等自費設置申請書」を提出してください。

○施工可能業者について

接続ます等設置工事（取付管、接続ます）について、自費での工事の場合は、建設業許可（土木または管工事または水道施設工事）また他市において実績があれば施工が可能な場合もありますのでご相談ください。

○道路使用許可申請書について（取付管工事がある場合）

【豊川市ホームページの取付管工事に伴う道路使用許可申請のページを参照】

- ・提出部数：3部 → 上水取出工事と下水取付管工事と同時施工の場合の提出先は、出幅（申請地側の官民境界から）の遠い方とします。
- ・申請書 → 道路使用許可申請書鏡、位置図、協議書、通行禁止意見聴取書、平面図断面図、土工標準図、工事仕様書（下水用）、保安設備図、保安設備看板、迂回路図、工事写真（上下水ある場合は、色分けして分かるようにする）作成で不明な点は要相談 区画整理事業区域内、国県道の場合は要相談
- ・提出後、10日間程度で、協議書等に公印を押印し、警察に提出用の道路使用2部お渡しできる状況になりましたら、直接電話にてご連絡します。
- ・工事着手、完了日（余裕を持って設定）を記載のうえ、速やかに警察に提出してください。
- ・協議書、通行禁止意見聴取書について、警察より回答がありましたら、下水管理課排水設備係まで提出してください。
- ・舗装復旧時に道路使用記載の工期を過ぎてしまうことのないように、工程管理してください。

○施工について

- ・豊川市ホームページ添付の「接続ます設置・取付管設置標準図」をもとに施工してください。
- ・豊川市ホームページ添付の「接続ます部分・取付管部分工事撮影方法」をしっかりと確認いただき、工事の施工及び写真を撮影してください。後で出来形とともに1部写真を提出いただきます。
- ・施工は、豊川市ホームページ添付の「接続ます等設置工事 注意事項」を十分確認した上で施工してください。後日、市で出来形写真を確認し、施工が悪い場合は、やり直しの工事を求める場合もあります。また、市で寄附を受けることができず、将来にわたり維持管理を施主に求める場合もありますので、ご注意ください。
- ・施工日が決まったら、事前に下記連絡先まで連絡してください。当日雨天等で中止して、延期となった場合についても連絡をお願いします。

○工事完了後について

- ・「接続ます等設置工事（自費）出来形書」、「排水施設寄附申込書」を提出いただきます。

「排水施設寄附申込書」 1部

「接続ます等設置工事（自費）出来形書」 2ページ 1部

接続ます+取付管か、接続ますのみかで様式が異なります。

添付書類：位置図 1部、工事写真一式 1部

- ・工事の完了検査について

提出された写真に基づき、写真検査を行います。

場合によっては、現地で完了検査を実施することもありますので、お願いします。

【様式等のダウンロードについて】

豊川市ホームページからすべての様式をダウンロードすることができます。（記載方法あります）

くらし手続き→水道・下水道→下水道→事業者向→排水設備・接続ます工事